

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番地1

氏名 クリーンセンター花泉有限会社

代表取締役 佐藤 由佳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和3年10月15日

許可の有効年月日 令和8年10月14日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 業の区分

ア 固化施設による中間処理

イ 造粒固化施設による中間処理

#### (2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 固化に係るもの

（ア） 汚泥（無機性のものに限る。）

以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 造粒固化に係るもの

（ア） 汚泥（無機性のものに限る。）

以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

### 2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番地1（駐機場）

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

### 3. 許可の条件

別記2のとおり

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年10月15日 新規許可

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
汚泥の固化施設(移動式) (汚泥) (令和3年7月13日 設置) (許可番号 許可対象外)	1200m <sup>3</sup> /日	1	岩手県一関市花泉町日形字日形山2 番地1(駐機場)
汚泥の造粒固化施設(移動式) (汚泥) (令和3年7月13日 設置) (許可番号 許可対象外)	120m <sup>3</sup> /日	1	
汚泥の造粒固化施設(移動式) (汚泥) (令和3年7月13日 設置) (許可番号 許可対象外)	480m <sup>3</sup> /日	1	

別記2

(1) 移動式の固化処理については、発生現場内で行うこと。

(2) 移動式の造粒固化処理については、発生現場内で行うこと。

COPY